

兵庫県社会的養育推進計画案（令和6年11月13日時点）からの変更箇所一覧
【第2回検討委員会意見への対応】

頁番号	意見／変更箇所																																																																						
5	<p>1 当事者である子どもの権利擁護の取組 <石沢委員>希望をしている子ども全員が受けることができることを目標設定にできないか。</p> <p>【対応案】 委員のご意見を踏まえ、以下のとおり、本文を修正し、表中「利用可能人数」欄を削除する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">修正前</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>P.5【評価指標及び数値目標】 意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況</p> <p>意見表明等支援事業が利用可能な子どもの人数は令和5年度とほぼ同数とするが、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。</p> <p align="right">(単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用可能人数</td> <td>3,316</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>P.5【評価指標及び数値目標】 意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況</p> <p>意見表明等支援事業については希望する子どもすべてが利用できることとし、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。</p> <p align="right">(単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用可能人数</td> <td>3,316</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	修正前		修正後		<p>P.5【評価指標及び数値目標】 意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況</p> <p>意見表明等支援事業が利用可能な子どもの人数は令和5年度とほぼ同数とするが、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。</p> <p align="right">(単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用可能人数</td> <td>3,316</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状	目標							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	利用可能人数	3,316	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	利用人数	48	52	56	60	64	68	72	<p>P.5【評価指標及び数値目標】 意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況</p> <p>意見表明等支援事業については希望する子どもすべてが利用できることとし、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。</p> <p align="right">(単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用可能人数</td> <td>3,316</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状	目標							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	利用可能人数	3,316	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	利用人数	48	52	56	60	64	68	72
修正前		修正後																																																																					
<p>P.5【評価指標及び数値目標】 意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況</p> <p>意見表明等支援事業が利用可能な子どもの人数は令和5年度とほぼ同数とするが、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。</p> <p align="right">(単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用可能人数</td> <td>3,316</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状	目標							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	利用可能人数	3,316	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	利用人数	48	52	56	60	64	68	72	<p>P.5【評価指標及び数値目標】 意見表明等支援事業が利用可能な子ども及び利用した子どもの人数、県弁護士会への委託状況</p> <p>意見表明等支援事業については希望する子どもすべてが利用できることとし、利用した子どもの人数については、制度の周知が進むことを考慮し、令和11年度において、令和5年度に比べ50%増の72人を目標とする。</p> <p align="right">(単位：人)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用可能人数</td> <td>3,316</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> <td>3,300</td> </tr> <tr> <td>利用人数</td> <td>48</td> <td>52</td> <td>56</td> <td>60</td> <td>64</td> <td>68</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状	目標							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	利用可能人数	3,316	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	利用人数	48	52	56	60	64	68	72						
年度		現状	目標																																																																				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11																																																																
利用可能人数	3,316	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300																																																																
利用人数	48	52	56	60	64	68	72																																																																
年度	現状	目標																																																																					
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11																																																																
利用可能人数	3,316	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300																																																																
利用人数	48	52	56	60	64	68	72																																																																
8 10	<p>2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組 (1) 相談支援体制の整備 <石沢委員>市町こども家庭センターは全市町に設置するのに、市町研修生の派遣市町数は一定なのはなぜか。</p> <p>【対応案】 市町研修生の受入は、職員定数の問題もあり、全市町の研修生を受け入れるのは困難であるため、市町研修生以外にも合同研修等で人材育成をしていく。 全市町共通の人材育成は、県こども家庭センター（児童相談所）での受入以外の方法で実施することから、以下のとおり、本文を修正し、評価指標及び数値目標「市町研修生の派遣市町数」を削除する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">修正前</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>P.8 (ii)②ア 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員を短期または長期で受入を行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。</p> <p>P.10【評価指標及び数値目標】 市町研修生の派遣市町数 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員を短期または長期で受入れを行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。 (単位：市町数)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td style="width:50%; vertical-align: top;"> <p>P.8 (ii)②ア 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員の受入を検討するとともに、市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。</p> <p align="center">削除</p> </td> </tr> </tbody> </table>	修正前		修正後		<p>P.8 (ii)②ア 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員を短期または長期で受入を行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。</p> <p>P.10【評価指標及び数値目標】 市町研修生の派遣市町数 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員を短期または長期で受入れを行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。 (単位：市町数)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状	目標							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	市町数	3	3	3	3	3	5	5	<p>P.8 (ii)②ア 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員の受入を検討するとともに、市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。</p> <p align="center">削除</p>																																								
修正前		修正後																																																																					
<p>P.8 (ii)②ア 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員を短期または長期で受入を行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。</p> <p>P.10【評価指標及び数値目標】 市町研修生の派遣市町数 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員を短期または長期で受入れを行い、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。 (単位：市町数)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>現状</th> <th colspan="7">目標</th> </tr> <tr> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> <th>R9</th> <th>R10</th> <th>R11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町数</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	現状	目標							R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	市町数	3	3	3	3	3	5	5	<p>P.8 (ii)②ア 県こども家庭センター（児童相談所）に市町職員の受入を検討するとともに、市町合同研修等を通じた市町職員の育成にも努め、児童虐待等への相談対応の専門的知識をもった人材育成を支援する。</p> <p align="center">削除</p>																																														
年度		現状	目標																																																																				
	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11																																																																
市町数	3	3	3	3	3	5	5																																																																

9 2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(1) 相談支援体制の整備

<石沢委員>120人では少ないのでは。再検討していただきたい。

【対応案】

受講者数の増加より、全市町への広範な周知を優先するため、以下のとおり、本文を修正し、表中「受講者数」を「参加市町数」に変更する。

修正前								修正後							
P.9【評価指標及び数値目標】 市町合同研修の受講者数 市町こども家庭センター家庭児童相談担当職員の専門性の向上及び、県こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関との連携強化を目的とした市町合同研修の受講者数を、段階的に増やしていく。 （単位：人）								P.9【評価指標及び数値目標】 市町合同研修の参加市町数 市町こども家庭センター家庭児童相談担当職員の専門性の向上及び、県こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関との連携強化を目的とした市町合同研修の参加市町数を、段階的に増やしていく。 （単位：人）							
年度	現状	目標						年度	現状	目標					
	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	
受講者数	93	45	80	90	100	110	120	参加市町数	31	33	35	37	39	41	41
※令和6年10月時点															

12 2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組

(2) 家庭支援事業等の整備

<北村委員>ショートステイは入所実績に含められないので、ショートステイのために居室確保すると一時保護委託が受けられなくなり、乳児院の本来事業に影響がある。また、ショートステイで受け入れた子どもに健康状態の問題があった場合、入所児童に影響するので、未委託里親の活用もできたらよい。

<田村委員>市町に対して里親のショートステイを推進するような通知をするなど、市町の意識づけを高めてほしい。

<永原委員>ショートステイを土日に使えるように検討してほしい。

<畑山委員>ショートステイの送迎について、制度整備してほしい。

【対応案】

現行制度上、ショートステイの入所実績は本体施設の入所実績に反映されないため、本体施設の運営に支障が出ないよう、ショートステイの実施主体である市町に対して、施設が専用居室の設置や専従職員を配置するための支援を行うよう働きかける（本文へP12に記載済）。

ショートステイ利用者の利便性向上の観点からも、里親の活用は有効であり、里親の活用についても市町へ推進していく（本文へP12に記載済）。

ショートステイの土日利用についても、平日の夜間又は休日に保護者が仕事その他の理由により不在となり、児童の養育が困難な場合の夜間養護等（トワイライトステイ）が制度としてはあるが、県内市町において浸透されていないことから、市町に働きかける（本文へ追記）。

送迎について、居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いに対して、国の子ども・子育て支援交付金の対象となっており、当交付金を有効活用することで送迎の実施を促進するよう、市町に働きかける（本文へ追記）。

委員のご意見を踏まえ、以下のとおり、本文を追記する。

	修正前	修正後
	P. 12 (ii)②	P. 12 (ii)② ○ 夜間や休日、送迎のニーズへの対応が可能となるよう、平日の夜間又は休日に保護者が仕事その他の理由により不在となり、児童の養育が困難な場合の夜間養護等（トワイライトステイ）や、居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施について、既存制度を各市町へ周知し浸透を図るとともに、積極的な活用について働きかける。
14	2 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた兵庫県の取組	
15	(3) 児童家庭支援センターの機能強化等 ＜藤本委員＞ 加東こども家庭センター管内に児童家庭支援センターがないため、中央こども家庭センター管内の児童家庭支援センターが中央からも加東からも委託を受けている現状について検討してほしい。	
	【対応案】 委員のご意見を踏まえ、以下のとおり、本文を修正する。	
	修正前	修正後
	P. 14 (ii)① 市町こども家庭センターの設置、里親支援センターの設置など、相談機関の整備が進んでいることも踏まえ、 <u>阪神南地域の令和8年度以降の支援体制</u> について検討を行う。	P. 14 (ii)① 市町こども家庭センターの設置、里親支援センターの設置など、相談機関の整備が進んでいることも踏まえ、 <u>令和8年度以降の支援体制</u> について検討を行う。
	P. 15 【評価指標及び数値目標】 児童家庭支援センターの設置数 県が所管する児童家庭支援センターは6か所しかなく、職員3人が担当する管轄エリアが広範囲であることから、 <u>尼崎市へ施設が移管後の阪神地域での支援体制</u> について検討し、現状の体制（6センター）の維持することを目標とする。	P. 15 【評価指標及び数値目標】 児童家庭支援センターの設置数 県が所管する児童家庭支援センターは6か所、 <u>職員3人が担当する管轄エリアが広範囲である。中核市による児童相談所設置の動向も踏まえ、現状の体制（6センター）の維持</u> することを目標とする。
17	3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 ① 妊産婦等生活援助事業の整備について ＜永原委員＞人手の問題、スキルの問題等がある中で、質を担保しながら、どのように3か所整備するのか。	
	【対応案】 元々実施していた産前産後母子支援事業が妊産婦等生活援助事業に統合されたものであるため、福祉分野の専門性を生かして実施していく。	
24	5 一時保護改革に向けた取組 (ii)今後の取組方針等 ① 一時保護先の確保について ＜北村委員＞医療的ケアニーズが高い子どもを受け入れられるよう、医療機関がバックに付いているような施設等が必要。	
	【対応案】 医療的ケアが必要な子どもへの養護が必要な場合、医療型障害児入所施設への入所に繋げていくことになると考える。また、一時保護が必要な場合は、医療機関も含め、子どもの状況や置かれた環境等も考慮し、一時保護委託先を検討していくこととなる。	

24	<p>5 一時保護改革に向けた取組 (ii)今後の取組方針等 ② 個別的な対応の体制・アセスメント機能について ＜藤本委員＞新たな支援体制を構築して再度施設での生活を考えられるように、一時保護所に再アセスメントのための枠を確保してほしい。</p> <p>【対応案】 令和7年4月に川西こども家庭センター―一時保護所が開所予定、令和8年4月には尼崎市が児童相談所を設置予定であり、一時保護所の定員の総数は増加が予定されている。いただいたご意見を踏まえ、一時保護が必要な子どもの数の状況や個別事案での優先度を踏まえ、判断していきたい。</p>				
25	<p>5 一時保護改革に向けた取組 (ii)今後の取組方針等 ③ 学習環境について ＜畑山委員＞一時保護所で学習支援は受けているけれども出席率に反映されない事例があるため、考慮してほしい。</p> <p>【対応案】 文部科学省の通達により、一時保護所での学習支援を受けることで、指導要録上出席扱いとなることから、出席率に反映されていると認識している。</p>				
53	<p>9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組 ＜畑山委員＞自立支援計画を子どもと作成するというのがなかなかできていないので、計画本文にもう少し記述してほしい。</p> <p>【対応案】 委員のご意見を踏まえ、以下のとおり、本文を修正する。</p> <table border="1" data-bbox="252 1142 1461 1713"> <thead> <tr> <th data-bbox="252 1142 858 1198">修正前</th> <th data-bbox="858 1142 1461 1198">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="252 1198 858 1713"> P.53 (i)③ 令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）5か所、Ⅱ型（児童養護施設等）2か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。 </td> <td data-bbox="858 1198 1461 1713"> P.53 (i)③ 令和4年改正児童福祉法により、<u>20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化がなされた。</u>また、<u>自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）4か所、Ⅱ型（児童養護施設等）3か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	修正前	修正後	P.53 (i)③ 令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）5か所、Ⅱ型（児童養護施設等）2か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。	P.53 (i)③ 令和4年改正児童福祉法により、 <u>20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化がなされた。</u> また、 <u>自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）4か所、Ⅱ型（児童養護施設等）3か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。</u>
修正前	修正後				
P.53 (i)③ 令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）5か所、Ⅱ型（児童養護施設等）2か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。	P.53 (i)③ 令和4年改正児童福祉法により、 <u>20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることのできるよう、年齢要件の弾力化がなされた。</u> また、 <u>自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活支援事業が実施できるようになり、児童自立生活援助事業所を県内（神戸市・明石市を除く）にⅠ型（自立援助ホーム）4か所、Ⅱ型（児童養護施設等）3か所、Ⅲ型（ファミリーホーム、里親）7か所で実施している。</u>				
54	<p>9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 (2) 社会的養護経験者等の自立に向けた取組 ＜畑山委員＞社会的養護自立支援拠点は1か所で足りているのか。</p> <p>【対応案】 令和6年4月にできたところであるため、実績を見ていく。</p>				
57 ～59	<p>10 児童相談所の強化等に向けた取組 (2) 県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組 ＜畑山委員＞児童相談所ケースワーカーが1年に1回変わってしまう状況について、継続的に関わられる仕組みづくりはできないか</p>				

	<p>【対応案】</p> <p>ケースワーカーもある程度年数が経過すると人事異動があり、地方公務員である以上はやむを得ないところである。</p> <p>人事異動等により担当ケースワーカーが交代した場合であっても、子どもたちへのケアやフォローなど支援の質向上、引継の在り方、研修の体系化等検討し、子どもたちとの関係性の維持に努めていく。</p>				
57 ～59	<p>10 児童相談所の強化等に向けた取組</p> <p>(2) 県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組</p> <p><畑山委員>県子ども家庭センターの人材育成について、子ども家庭ソーシャルワーカーについてもふれた方がよいのではないか。</p>				
	<p>【対応案】</p> <p>委員のご意見を踏まえ、以下のとおり、本文を修正する。</p>				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>修正前</th> <th>修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>P. 59 (ii)①</p> <p>○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本子ども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修にも積極的に職員を派遣するなど、職員の一層の専門性向上を図っていく。</p> </td> <td> <p>P. 59 (ii)①</p> <p>○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本子ども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修への積極的な職員派遣や、職員<u>の子ども家庭ソーシャルワーカー資格取得に向けた検討</u>など、職員の一層の専門性向上を図っていく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	修正前	修正後	<p>P. 59 (ii)①</p> <p>○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本子ども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修にも積極的に職員を派遣するなど、職員の一層の専門性向上を図っていく。</p>	<p>P. 59 (ii)①</p> <p>○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本子ども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修への積極的な職員派遣や、職員<u>の子ども家庭ソーシャルワーカー資格取得に向けた検討</u>など、職員の一層の専門性向上を図っていく。</p>
修正前	修正後				
<p>P. 59 (ii)①</p> <p>○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本子ども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修にも積極的に職員を派遣するなど、職員の一層の専門性向上を図っていく。</p>	<p>P. 59 (ii)①</p> <p>○ 児童福祉法で受講が義務付けられている研修のほか、職員の経験年数に応じた階層別研修や時宜に応じたテーマ別研修など系統的・体系的な職員研修を実施するとともに、明石市に開設された「西日本子ども研修センターあかし」等の他機関が実施する高度で専門的な研修への積極的な職員派遣や、職員<u>の子ども家庭ソーシャルワーカー資格取得に向けた検討</u>など、職員の一層の専門性向上を図っていく。</p>				
63	<p>11 障害児入所施設における支援</p> <p><高野委員>施設の小規模化に伴い、ケアニーズの高い児童を支援するマンパワー・人員確保が課題となっている。</p>				
	<p>【対応案】</p> <p>支援体制の充実につながるよう、種々の加算の適用や処遇改善等の推進に努める。</p>				